

税務相談室

簡易課税の選択

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問：今年から、わが診療所も消費税の納税が始まるようです。消費税を納める『課税事業者』の仲間入りをする場合、何に注意したらいいか、特に『簡易課税制度』についてご教示下さい。

お答え：課税事業者は、売上高（医業の場合は主として自由診療収入）が1,000万円を超えると消費税の『課税事業者』になります。この場合の売上高は、今年の売上高ではありません。2年前の売上高です。

2年前の売上高が1,000万円を超えていると、今年“課税”です。2年前の売上高が1,000万円以下なら、今年“免税”となります。

ところで、簡易課税制度ですが、以下に簡単にその留意点を述べてみます。

1 簡易課税制度

この制度は、業種によって『みなし仕入率』が決められており、その仕入率によって消費税の納税額を計算できる制度です。

業種の区分は、第1種事業から第5種事業に分けられており、第1種のみなし仕入率は90%、第2種は80%、第3種は70%、第4種は60%、第5種は50%となっています。医業は第5種に該当します。

例えば、医業の場合、第5種となりますので、簡易課税で納税額を計算すると、下記ようになります。

自由診療収入が仮に2,100万円（税込）としますと、売上について預かった消費税が100万円、仕入と諸経費で支払ったとされる消費税は、100万円×50%（みなし仕入率）で50万円です。100万円－50万円で、50万円が納税額です。

2 届出書が必要

一般的には、簡易課税を選択した方が、納税額が少なくなるようです。簡易課税制度を選択する場合は、税務署に『消費税簡易課税制度選択届出書』を提出する必要があります。

原則として、その課税期間の始まる前日までが提出期限です。ただし、新たに課税事業者になった場合には、その課税期間の末日までに提出すればよいことになっています。先生の場合、平成17年から新たに課税事業者になられたのですから、平成17年の末日、つまり、今年の12月31日までに届出書を提出すればよろしいかと思えます。

3 簡易課税の留意点

簡易課税制度は、計算が簡単で、納税も少ないことが多く有利なようですが、留意しなければならない点が3つほどあります。

① 基準期間（2年前）の課税売上高が5,000万円以下の場合に限り適用できるということです。以前は、2億円が基準でしたが、平成15年の改正で17年1月1日（個人の場合）以降に始まる課税期間については、5,000万円基準と大幅に引き下げられました。

② 簡易課税制度を選ぶと、消費税の『還付』を受けることができなくなります。消費税の還付とは、払いすぎた消費税を国から戻してもらうことです。簡易課税を選択した場合、いくら設備投資をしても、課税売上高で納税額が決まるので、還付される余地は全くありません。

なお、医業の場合、設備投資をしたり、診療所を建てたりしても、診療収入のうち、自由診療収入分だけが対象となりほとんど還付はないようです。

③ この制度は、一度選択すると2年間は続けて適用する必要があります。簡易課税をやめたいときは、やめようとする課税期間の前日までに、『消費税簡易課税制度選択不適用届出書』を税務署に提出しなければなりません。